

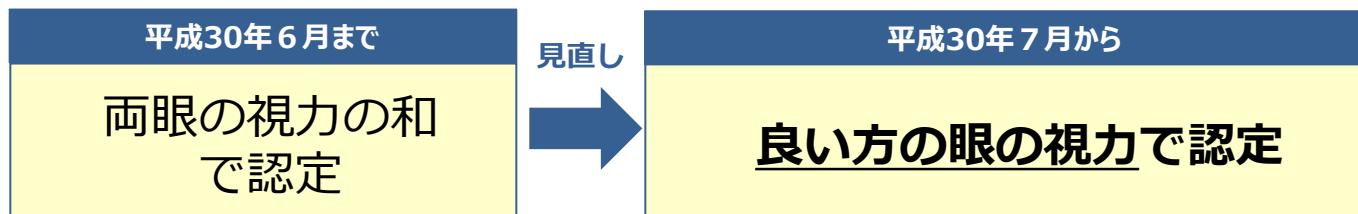
# 平成30年7月から 「視覚障害」に関する 身体障害者手帳の認定基準が変わります

ご注意ください

視覚障害の認定基準に関して、日本眼科医会、日本眼科学会等より、見直すべき点があるとの指摘がありました。

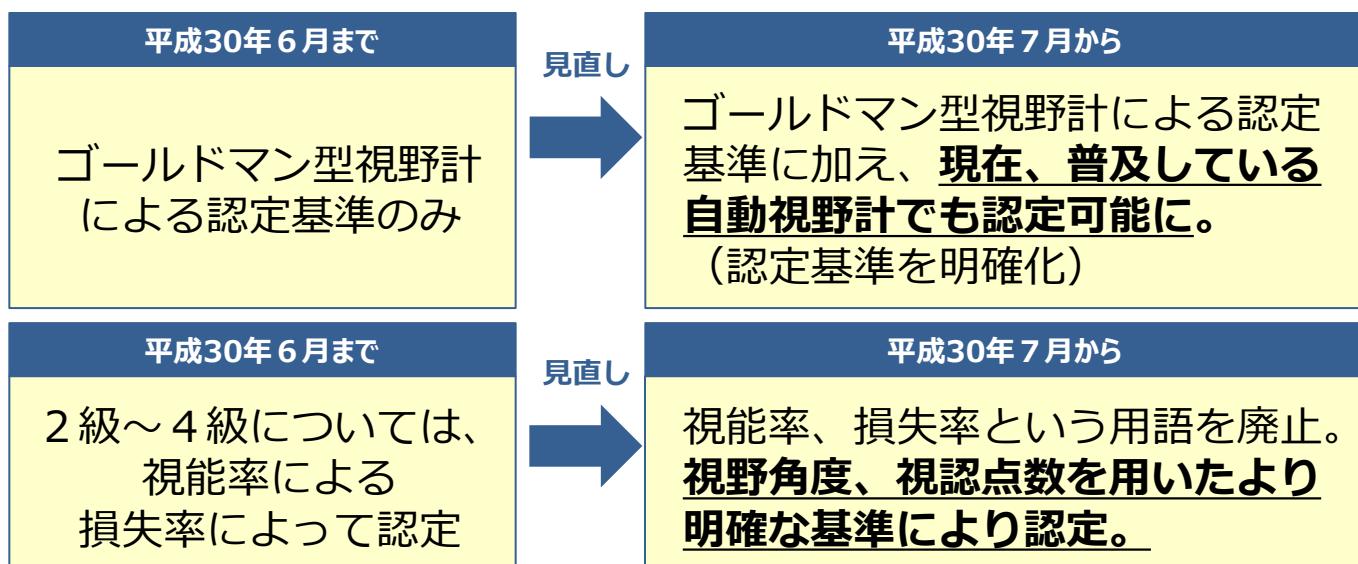
その指摘を受けて医学的見地から検討を行い、平成30年7月から身体障害者手帳の認定基準を、下記の通り見直すこととなりましたので、ご留意ください。

## 「視力障害」の認定基準について



※ 日常生活は両眼開放で行っている等の理由によって、上記のように判定方法を変更しました。

## 「視野障害」の認定基準について



## ◎経過措置について

**平成30年7月1日以降に作成された診断書・意見書を添付した申請から新たな認定基準の対象になります。**

**ただし、平成30年6月末までに作成された診断書・意見書については、平成31年6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。**

裏面に認定基準の一覧を掲載していますので、ご参照ください。



# 視覚障害の具体的な認定基準

【現行】

															0.2 5			
															0.18 5	0.19 5		
															0.16 5	0.17 5	0.18 5	
															0.14 5	0.15 5	0.16 5	
															0.12 4	0.13 5	0.14 5	0.15 5
															0.1 4	0.11 4	0.12 4	0.13 5
															0.1 4	0.11 4	0.12 4	0.13 5
															0.08 3	0.09 4	0.1 4	0.12 4
															0.06 3	0.07 3	0.08 3	0.09 4
															0.03 3	0.04 4	0.05 4	0.06 4
															0.02 2	0.03 2	0.04 3	0.05 3
															0.01 2	0.02 2	0.03 3	0.04 3
															0 1	0.01 1	0.02 2	0.03 2
															0 1	0.01 1	0.02 2	0.03 2
															0 0	0.01 0.02	0.03 0.04	0.05 0.06
															0 0	0.01 0.02	0.03 0.04	0.05 0.06

【平成30年7月～】

良い方の眼の視力

															0.2 4			
															0.18 4	0.19 4		
															0.16 4	0.17 4	0.18 4	
															0.14 3	0.15 4	0.16 4	0.17 4
															0.12 3	0.13 4	0.14 4	0.15 5
															0.1 3	0.11 4	0.12 4	0.13 5
															0.1 3	0.11 4	0.12 4	0.13 5
															0.08 3	0.09 4	0.1 4	0.12 4
															0.06 3	0.07 3	0.08 3	0.09 4
															0.05 3	0.06 3	0.07 3	0.08 3
															0.04 2	0.05 3	0.06 3	0.07 3
															0.02 2	0.03 2	0.04 3	0.05 3
															0.01 1	0.02 2	0.03 2	0.04 3
															0 1	0.01 1	0.02 2	0.03 2
															0~ 手動弁	0 手動弁	0.01 1	0.02 2
															0~ 手動弁	0.01 0.02	0.02 0.03	0.03 0.04

良い方の眼の視力

	ゴールドマン型視野計						自動視野計											
	I / 4 視標			I / 2 視標			両眼開放エスターマン テスト視認点数			10-2 プログラム 両眼中心視野視認点数								
2級	周辺視野角度 の総和が 左右眼それぞれ 80度以下						両眼開放エスターマン テスト視認点数 70点以下											
3級	両眼中心視野角度 28度以下						10-2 プログラム 両眼中心視野視認点数 40点以下											
4級	両眼中心視野角度 56度以下						10-2 プログラム 両眼中心視野視認点数 100点以下											
5級	両眼による視野が 2分の1以上欠損						10-2 プログラム 両眼中心視野視認点数 40点以下											

ご不明な点、その他の詳細については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】  
東京都心身障害者福祉センター  
電話 03-3235-2963